

福山市止水板設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、止水板の設置等に必要な経費を補助することで大雨による浸水被害を軽減し、もって市民の安全や財産を守ることを目的として、その補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物
- (2) 止水板 大雨で浸水した道路等から、水が建築物内部へ浸入することを防ぐためのもの（浸水に耐える丈夫な材質で、取外しや繰り返し使用が可能な商品として販売されているものをいう。）で、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの
- (3) 設置工事 止水板の設置を行う工事
- (4) 関連工事 止水板の止水効果を高めるために行う工事で、次に掲げるもの
 - ア 外壁の防水工事
 - イ 土間コンクリート打設工事
 - ウ その他管理者が認める工事
- (5) 止水板の設置等 止水板の購入、設置工事及び関連工事
- (6) 補助金 止水板の設置等に必要経費に充てる目的で交付する金銭
- (7) 補助事業 補助金の交付対象となった事業
- (8) 補助事業者 補助金の交付決定を受けた者

(対象区域)

第3条 補助金の交付対象区域は、市内全域とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、止水板の設置等とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象とする者は、建築物の所有者で当該建築物又は当該建築物が存する土地に止水板の設置等を行う者とする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 関連工事のみ行う者
- (2) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて止水板の設置等を行った建築物の存する土地に対して再度補助金交付の申請を行う者。ただし、当該止水板の設置等を行ってから福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）第16条に規定する耐用年数を経過した場合は除く。
- (3) 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び公共下水道事業分担金を滞納している者

- (4) 販売を目的とした建築物に、止水板の設置等をする者
- (5) 暴力団（福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号。次号において「条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。）
- (6) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）
- (7) 国及び地方公共団体
- (8) その他管理者が不相当と認めた者
（補助金額）

第6条 補助金額は、予算の範囲内で止水板の設置等に必要な経費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1以内に相当する額とする。ただし、補助限度額は500,000円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとする。

（補助金交付申請）

第7条 補助金交付の申請は、補助対象者が行うこととする。

2 建築物の所有者と当該建築物の存する土地の所有者が異なるときは、建築物の所有者は土地の所有者に止水板の設置等の承諾を得なければならない。

3 第1項の申請は、止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、止水板の設置等をする前に管理者に行うこととする。

- (1) 土地及び建築物の所有者を明らかにする書類（登記事項証明書・固定資産評価証明書等）
- (2) 止水板のカタログ又は構造図
- (3) 見積書（写し可）
- (4) 止水板設置予定場所の写真
- (5) その他管理者が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 管理者は、補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を補助金の交付が決定した者に対しては止水板設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（事業計画の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）を管理者に提出し、管理者は、内容を審査し止水板設置補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により通知する。

（事業の報告）

第10条 補助事業者は、止水板の設置等が完了した日から30日以内、又は交付決定を受けた日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、止水板設置完了報告書（様式第5号）に、次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 止水板の設置等の状況が確認できる写真（完成状況）
- (2) 領収書など止水板の設置等に係る経費を証明する書類（原本）

(3) その他管理者が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第11条 管理者は、前条の規定により提出された止水板設置完了報告書の審査及び止水板の設置検査を行い、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、止水板設置補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者はその旨を通知するものとする。
(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、止水板設置補助金交付額確定通知を受けたときは、当該年度内に請求書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第13条 管理者は、福山市補助金交付規則に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付した場合にあっては期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 正当な理由がなく、止水板の設置等を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。

(補助事業者の責務)

第14条 補助金の交付決定を受けて止水板の設置等を行ったことにより、補助事業者又は第三者に事故、紛争等が生じても、管理者はいかなる責も負わない。

2 止水板の設置等を行った後に建築物への浸水被害が発生した場合において、管理者はいかなる責も負わない。

3 補助事業者が、止水板を第三者に譲渡するときは、譲渡を受ける者に前2項の内容を承継させなければならない。また、止水板の譲渡は当該建築物又は当該建築物の土地に付属し、止水板単体の譲渡はできないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、福山市補助金交付規則の定めによることとし、その他必要な事項については管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年（令和5年）10月1日から施行する。

福山市止水板設置補助金交付要綱取扱細目

(補助対象者)

市税とは、市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税をいう。

様式第1号 (第7条及び9条関係)	止水板設置補助金交付申請書
様式第2号 (第8条関係)	止水板設置補助金交付決定通知書
様式第3号 (第8条関係)	止水板設置補助金不交付決定通知書
様式第4号 (第9条関係)	止水板設置補助金交付変更決定通知書
様式第5号 (第10条関係)	止水板設置完了報告書
様式第6号 (第11条関係)	止水板設置補助金交付額確定通知書